希望の持てる定 住環境の確立を

離島振興法改正検討会議」報告

全国離島振興協議会

はじめに

改正検討会議」を設置して議論を積み重ね、 なる現行「離島振興法」の改正延長に向け、「離島振興法 全国離島振興協議会では、平成二四年度末で期限切れと その報告書をとりまとめた。 平成二三年七

離島を取り巻く状況や今次の離島振興の成果を確認しつつ、 成二二年九月より延べ八回の会議を開催した。会議では、 詣の深い学識経験者と本協議会の役員によって構成し、 議会委員)を委員長に、国土計画、 本検討会議は、城西国際大学・阿比留勝利教授 離島地域の諸問題に造 (国土審 平

> 法の時限に対処するための離島関係市町村長の意向 市町村長の離島振興に関する課題認識と現行離島振興法に 今後の離島振興のあり方などについて幅広く議論した。 ついての認識などを把握することを目的とした「離島振興 (アンケート調査)」を実施した。 「離島振興法検討会議分科会」の開催(全四回)、離島関係 また、 同会議に並行して離島関係市町村長で構成する .調

|離島振興法改正検討会議(職名は委員在任当時のもの)

委 員

小林 阿比留勝利 勇造 城西国際大学観光学部教授(委員長 社団法人日本リサーチ総合研究所理事長

(委

52

員長代理)

賀 学 松蔭大学観光文化学部教授

小松 正之 政策研究大学院大学教授

潤 フリーランスライター

(現・東北芸術工科大学芸術学部教授)

永野 秀雄 法政大学人間環境学部教授

刀尾 波子 日本大学経済学部教授

髙野宏一郎 全国離島振興協議会会長(新潟県佐渡市長山田 吉彦 東海大学海洋学部教授

上村 俊记 同副会長(愛媛県上島町長)井上 俊昭 同副会長(長崎県新上五島町長)

1髙十七郎 同理事(鹿児島県屋久島町長)

【開催月日・テーマ】

第一回:平成二二年 九月二七日「これまでの離島振興」

第二回:平成二二年一○月二五日「安全保障と海洋政策か

ら見た離島」

第三回:平成二二年一一月二六日「自然・文化から見た離

島の多面的機能

第四回:平成二二年一二月二〇日「離島の産業振興」

イフライン」

第五

回

平成二三年

月二四日

離島における基礎的ラ

第六回:平成二三年 二月二一日「離島を取り巻く地方自

治環境」

第七回:平成二三年 四月二一日「これからの離島

振

興

、回:平成二三年 五月二三日「報告書のとりまとめに

ついて」

離島振興法検討会議分科会

【開催月日・テーマ】

振興について」第一回:平成二二年一二月一日「小規模自治体経営と離島

士町長、長崎県小値賀町長、鹿児島県十島村長(委 員) 東京都青ヶ島村長、新潟県粟島浦村長、島根県海

振興について」第二回:平成二三年二月二四日「わが国領域の保全と離島

の島町長、長崎県対馬市長、鹿児島県西之表市長(委 員) 北海道利尻町長、東京都神津島村長、島根県隠岐

第三回:平成二三年四月一四日「内海離島の特質と役割に

ついて」

第四回:平成二三年四月二五日「自治体経営と離島振興に島町長、愛媛県上島町長、大分県姫島村長(委 員) 岡山県笠岡市長、広島県大崎上島町長、香川県直

ついて」

(委 員) 三重県鳥羽市長、山口県萩市長、愛媛県今治市長、

高知県宿毛市長、鹿児島県長島町長

●離島振興法の時限に対処するための離島関係市町村長の

意向

問調査

を所管する市町村の長(一〇六市町村)調査対象:平成二三年一月一日現在、離島振興法指定離島

調査期間:平成二三年二月四日~二月二八日(以降、随時回。を所管する市町村の長(一〇六市町村)

収)

調査方法:

郵送により配布し電子メールで回

収

1収数

(回収率)

:一〇六 (一〇〇パーセント)

新しい離島振興法に盛り込むべき事項などに関する提言を島振興の視点」など四章からなり、これからの離島振興と本報告書は、大きく「これまでの離島振興」「今後の離

以下にその要点を報告したい。

とりまとめた。

)これまでの離島振興

①離島振興法制定の経緯

島県種子島・屋久島の大型離島が本土地域に包含されたう合開発」の対象として島根県隠岐島、長崎県対馬島、鹿児昭和二五年の「国土総合開発法」における「特定地域総

興法」 振興法 拭のため する離島の地理的特殊事情によって形成される後進性 定運動が展開され、 東京都、 したきめ細かな振興策が必要であるとする機運が高まり えで指定されたが、 なった。こうした事態を受けて、離島には離島の実情に即 が成立した。法成立後の離島振興は、本土から隔絶 (仮称) 制定に関する趣意書」 新潟県、 の各種基礎条件の改善から始まった。 島根県、 昭和二八年、 他の多くの離島は指定されないことと 長崎県、 議員立法として「離島」 鹿児島県による「 (昭和二八年)など法制 「離島 0)

えで、 を!」の言葉に象徴されるように、 く狭められた骨格国 る格差性が際立っていたという事情とともに、 地域のハンディキャップ地域関係法の成立時期を比較する からではないかと考えられる。 戦後の 離島振興法の制 当時の政策責任者が離島 わ が 玉 地 **地**域開発 土と海洋に拠って日本国再建を図 定が断然早い。 の歩みの中で、 の重要性を強く感じてい 離島の地理的 これは、「 離島・ 敗戦後大き 島に水と光 山 条件によ 村 るう 過 疎

②離島振興の経緯と果たしてきた役割

率が適用されるようになったが、 港、 消防施設などの非公共事業について一般より高 離島振興法が制定公布され、 港湾、 道路などの公共事業や公立小・ 離島振興計画に盛られ 数年間は国家予算の 中学校、 11 国 保 庫 伸 補 育所 た 莇 漁

実現した「離島振興関係公共事業予算の一括計上」と「離 は捗々しくはなかった。 島振興事業の予算額と投資効果の検証が可能となった。 て体系的な予算要求が可能となった。 断であり、 島振興課の新設」は、 これにより、 離島の行政上の不利性を改善する英 昭和 離島市町村と都道県からははじめ 三四年に閣議了解事項として 国の立場からは 離

ードプラスソフトへの転換」を行うべく、法理念や手法の 業も行き過ぎた開発指向への反省に立って「ハードからハ 済成長から安定成長期へ転換した時期であり、 業である「離島開発総合センター」予算がはじめて確保さ 率の引き上げがなされた。また離島自治体待望のソフト事 たに入り、簡易水道やごみ処理施設事業に対する国庫補助 拓事業が外れ、また嵩上げされた補助率の修正が行われた。 対象事業に教育施設の整備や簡易水道などが入る一方、 れた。この第三次離島振興計画期間の日本経済は、高度経 離島振興法は、 「和四八年の改正法では、 昭和三八年の最初の改正法で、 法律の中に、 医療の確保が新 離島振興事 一括計上

Z 確保への離島の貢献が法第一条の目的条項に明記され 五年の改正法では、 わが 国 [の排 他的経済水域 E E

く残った「後進性」

用語は、この改正で姿を消した。

二〇年間における離島振興事業の骨格はハード事業中心

らの路線変更がなされないまま過ぎることとなった。

和

五八年の改正法は単純延長に留まり、

転換が求められた。

しかし、

国家財政再建優先の渦中、

昭

和四八年から

ゕ σ 昭

> 開が可能となったほか、 文言が導入され、基盤整備を超えた産業振興施策などの た。また、「施設整備」に加えて「に関すること」とい 展した「コミュニティ・アイランド推進事業」も強化され れ、 るなど、 「高齢者の福祉」「教育及び文化の振興」も新たに条文化さ 非公共部門では離島開発総合センター整備事業から発 画期的な改革もなされた。同時に、「医療の確 待望久しかった「観光の開発

同計画にはじめて盛り込まれた。

の領域 共事業のへき地保健医療対策 域からの良質な食料を安定的に供給する等の役割」という りとも合致する『癒しの空間』としての役割」「広大な水 して「海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向 が策定した「離島振興基本方針」において、 概念が規定されたことを意味する。同時に、法に基づき国 象地域に対し国家領域などの保全という国家貢献に関 られた。これは、 環境の保全等に重要な役割を担つている離島」と位置 国民的な役割も明示された。また、 İ۶ 平成一五年の改正法では、第一条の目的条項で「我 からソフトへの転換への 離島漁業再生支援の三事業が 排他的経済水域等の保全、海洋資源の利 わが国 .の地域立法史上はじめて、立法対 有力な足がかりとなった。 (離島医療)、 「指定事業」とされ 同施行令において非公 情報通 離島の役割と 信 用 基盤 の高 わ づ が 玉

定 離 と創意工 島 め 離 .派 7 島 張 興 一夫を生 計 興法では た が 画 を 策定 か 平 1. 成 永 た自 $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ 関係 寸 年 そ 的 0 n を受け 都 改 発 展 正 渞 県 法 0 知 伲 0 7 准 事 Ħ 玉 が 的 が が 規 離 当 定され 島 地 該 振 地 域 齟 域 0 計 13 たこと 主 体 0 画 を ž

厳 た 離 れ Ĺ まで 島 11 環 振 E 境 興 は、 整 下 備 で ざさ 極 ñ 離 8 てき て厳 島 が た そ Ĺ *)*\ 0 11 役 事 1 K 割 態 を生 を 13 果 直 た か 面 L L T 7 0 11 11 る。 流 大胆 コ ス 8 現 な産 1 今 0

一要であ ライ V) 0 る。 抜 -フラ 本 的 n 1 な 改 ン 今こそ É 0) が 確 離 求 保 教 など 島 育 8 6 振 な 興 が

離 島 振 興 を め ぐる 状況 の

変

化 (3)

正 平 づ n 線 約 海 で け た。 基 K 洋 平 成 法条 線 ょ 成 ŋ Ŧi. 八 第 大 年 八きな影 0) ょ 約 年 る 島 ことは離 0 条 離 Ē を を わ 0 E Z 基 島 批 が 響 目 点とす 准 振 玉 的 を 島 が設定 顚 は 条 及 法 0 項 ぼ 0 位 る 本 玉 改 L 置 直 条 連

性 振 33 興 策 0 実施 P 対本 袼 差の 法 0 低 大き 減 矢 Vi 療 L 流 福 祉 物

離島振興法関係市町村数比較 図 1

関

係公共 終

つ事業

なな

Ō

実

が

遍

0

間 0

興

近延

長さ 院定以来

n

0

 \bigcirc

制

 \bigcirc

车

ごと

ŋ

島

盤

整

備

は

飛 施 島 年

的

進

み

本 0

+ 基

ح

0

会資

本 躍 13 振 近 よう改

かめ

6

n 画 都

た

策定主

体

を

帰に

移

市 0 定 本

てい

た

離

振 従 離

興 来 島

計

画

町

村

が

同

計

原 道 島

案を

作

成

す

を受け

玉

振

針

を定

め は

が 且

策 基

差も縮小するに

至

つ 社

た。

か 格

なが

36,

依

然とし

7

准

行

人

減

少

高

齢

化

13

加

時

況

 \mathcal{O} 就 口

的

な変

化

ょ

n

域 島

他 割と

的 が

経 盛

済 ŋ

水域

等

Ó

保

全

0

役

7

我

がが

玉

0

領

0

貢

献

込まれ

る遠

構

造

0

変 による

化

など、

4共事 代状 不構造

業中

心 劇 業 1

13

准

8

b

n

経 る

済

0

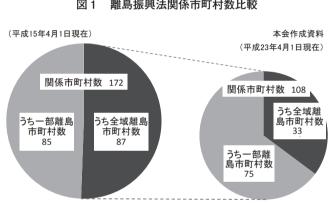
ゲ

バ

ル

化

産 え



56

となった。

平成一九年に成立した「海洋基本法」においては、第二 一、条として離島の保全などが条文化され、離島に対し「整 情その他必要な措置を講ずる」という国の責務が恒久法の 中で明確に位置づけられた。あわせて第二〇条の海上輸送 の確保が謳われた。また同法に基づく「海洋基本計画」 (平成二〇年三月閣議決定)においても「一〇 離島の保全等」 に「生活基盤の整備」「社会資本の整備」など、国の果た すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法の理念のひと すべき責務が明記された。続いて海洋基本法」においては、第二 二年)も成立し、海洋と離島の保全に向けた取り組みはそ の歩を速めている。

効果にもつながった。

産業振興政策では、水産業において、

離島の重要な地

用が必要となっている。

一方、現行離島振興法が施行された平成一五年以降、国一方、現行離島振興法が施行された平成一五年以降、国一方、現行離島振興法が施行された平成一五年以降、国一方、現行離島振興法が施行された平成一五年以降、国

4今次の離島振興の成果

今次の離島振興一○年間における、離島振興関係で制度

こうで、こうにはいるというできたい。

的

ようになり、一部の航路では就航条件の改善や料金値下げが導入され、船舶建造費などにはじめて国費が投入される創設)や、公設民営化のための船舶建造費・購入費を補助費に充当可能な「地域活力基盤創造交付金」(平成二二年度創設)はじめに、離島航路政策においては、船舶建造費・改良はじめに、離島航路政策においては、船舶建造費・改良

業面では、「中山間地域等直接支払制度」が拡充され、平援交付金」が平成一七年度に新規事業として実現した。農夫によりその最大限の活用を行うための「離島漁業再生支資源である漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工

で拡大していくことで、積年の課題である離島の物価高ので拡大していくことで、積年の課題である離島の物価高の内な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いもの的な輸送費補助の実現という意味で、非常に意義深いものかない。という意味である。今後、対象品目をガソリンなど石油製品価格にまた、本土と比べて割高なガソリンなど石油製品価格にまた、本土と比べて割高なガソリンなど石油製品価格にまた、本土と比べて割高なガソリンなど石油製品価格にまた、本土と比べて割高なガリンなど石油製品価格にまた。

表 1 ガソリン価格(離島平均と都道県平均の比較)

	ガソリン価格			指数		対岸本土		
	離島平均	都道県平均	差	離島	都道県	平均価格		
H21 年 9 月調査 平均								
平均 ———— H22 年 1 月調査	149.1 円	126.9 円	22.2 円	117.5	100.0	122.3 円		

- 離島平均、都道県平均は平成21年9月10日現在、平成22年1月10日現在の価格。 対岸本土平均価格は、同日の価格が掲載されていない場合、最も近い時点の価格を採った。
- **%**2 数値は、小数点第2位を四捨五入している。指数は、都道県価格を100.0とし算出。
- 平成 23 年度離島ガソリン流通コスト支援事業にて、同年 5 月 1 日(宮城県離島は同年 6 月 **%3** 1日)から7~15円/Lの割引を実施している。

出典: 平成 21 年度離島の生活構造改善に関する調査報告書

(国十交诵省都市・地域整備局離鳥振興課)

的 ち は 出 3 玉 民 渔 n 的 0 た 役 離 刑 割 島 離 0 0 遂 島 玉

き

Ď

な

W

新た

な法律

7

0

改

正

が

求

8

5

n

7

13

る

定され ため 設され 面 0 るととも で は、 費 用 平 年 肋 間 13 成 成 \mathcal{O} \$ 時 実 地 現 限 年 域 13 措 ブ た。 置 1] で 海 1 は 岸 ン 理 n あ 漂 13 b る 着 ユ 悩 は が 物] [まされ 加 デ 理 永 イ 年、 推 流 1 てき 准 ル そ 法 着 基 た 物 0 金 処 斻 が

が 制

創 0

改

善

期 待さ

ñ

る

境 が

策 す お あ は 況 島 層 る 継 改 自 11 ŋ な 7 続 題 強 お 善 治 \$ で 化 0 次 体 ح 充実す あ 期 引 てこそ Ŀ. 13 は ٤ Z 離 歩 記 В 続 島 لح 0 0 لح な き 意 7 振 諸 ょ 実 き 興 味 0 政 た 政 ŋ 施 が 策 状

中

硬

5 後 の 離 島 振 興 法 を

法 平 成 ゟ 0 改 課 顥 正 Ħ. 13 年 ょ 0 離 0 7 島 家 打 振 0 行

> Z が 島 など 担 0 も等 7 13 る 0 担 で は 0 7 なく、 4 る こと 瀬 戸 を 内 再 海 度 を 確 は じ 認 1 め た とす る

整備 にし 与し となるが 心 7 臿 が 療 離 路 は 島 7 島 化 で 13 必 0 整 7 実 要 絶 が 振 福 備 か 11 振 算 施 み 顚 る 興 対 で 祉 ŋ 法 3 Ü بل 額 b あ た 離 公 0 0 七 る 横 め 共 が n n 確 島 昭 る 割 従 保 事 わ が 串 振 和 ず を 来 を 実 興 業 教育 方 占 現 通 効 事 費 か 1 か 七 Š 業 で K 状 す あ ĺ め 年 で 振 あ ソ る 事 産 る 13 昭 調 業基 など る フ 状 業 は 興 離 は 和 整 況 必 ハなど 島 ば 1 0 中 機 な ず か 事 が 盤 振 央 兀 0 能 n 業 か لح L 0 艃 府 現 年 関 生 ĕ 関 か で 在 で 0 省 度 係 が + 係 あ b 活 以 ま 推 庁 諸 欠 離 で 分 施 る 道 基 進 0 降 法 か 菲 続 路 غ 策 数 島 盤 لح せ は 間 は 0 公 0 な 離 共 地 など 港 整 言 0 0 括 11 島 事 連 備 課 域 湾 13 れ 計 振 特 業 事 事 難 携 b 室 Ŀ. 興 性 業 漁 業 11 Þ 離 が 7 0 港 を 調 法 算 を 0 島 間 関

整

医 航

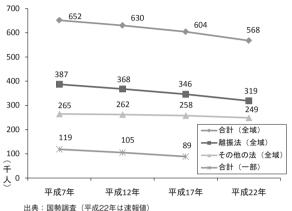
きち 度 離 盤 保 Ź 整 以 島 0 備 た んと 玉 F. 振 動 1 きに と産 が 益 を 0 認 踏 を考える 13 連 0 業 寄 対 7 ま 携 識 らえ、 振 応 L L た す 興 離 L 離 Ŀ. た 法 方 島 施 る で必 離 玉 策 体 策 島 蓔 が 0) は 島 振 まだ 要 且 ょ 両 住 民定 0 法 不 る 0 輪 にまだ 視 可 具 転 0 欠 住 点 改 体 換 っで 小 か 策 を 正 7 13 あ 促 な ら 0 周 行 える あ 構 進 11 辺 現 諸 す た 築 がなど よう Ź 行 0 玉 法 7 た 0 0 は Ŕ 海 な 8 改 洋 0 産 権 1 正 13 ま 後 益 K 業 لح 基 0 確

内

海

また、 う図っていくのかという課題もある。 ように整合し、 振興開発特別措置法」 ·小笠原諸島振興開発特別措置法」 北海道開発法」 離島振興法と「沖縄振興特別措置法」 連携や役割分担といった体系的な振興をど (昭和二五年) (昭和二九年) との政策と手法の相違をどの (昭和四四年)、 の離島振興関係三法や (平成一 「奄美群島 一四年)、

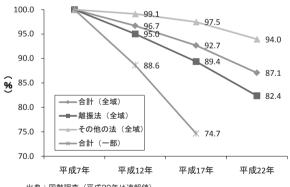
図2 離島人口の推移



出典: 国勢調査(平成22年は速報値)

(1) 積を誇る二○○カイリ排他的経済水域 わ 「離島の安全保障と海洋政策」の視点 が 今後の離島振興の視点 玉 [は世界有数の海洋多島国であり、

離島人口の推移(対平成7年比率) 図3



出典: 国勢調査(平成22年は速報値)

(約四四七万平方キロ 世界第六位 0 面 特集 離島振興法の改正延長に向けて

トル 線にも匹敵する。 は約五〇パーセントにもおよんでいる。 トル)を占め、 の長さを有するわが国の海岸線延長 メート のうち、 ル のうち、 離島の割合は約五分の一 その長さはイタリアやブラジル 離島 0) 存在により確保されてい (約三万五五○○キロメー 強 また、 (七九八二キロメー 世界第六位 国の ・る面 積

b 役割など、治安維持活動を実施している島もあり、 比べて数は少ないものの、 対する役割は極めて重要である。 確保」「密航・密輸・ 島では、 割を担っている。 てきている。 一海の治安維持や安全の確保」をはじめ、 離島の住民は、「わが国の重要な領域や海洋資源 海員養成 「領土・領海 輩出」 とりわけ外海 密漁の監視 などの多大な役割を今日まで果たし 領空、 外海につながるシーレー 排他的経済水域 離島や国 内 」など、 海においても、 日境域に 多様な国 国家安全保障に 存在を 大陸 0 [家的 ほかに : ン 上 する離 外 確 海に 棚 保 役 0 0

島、 ゼンス) やその周辺海域における警察や海上保安庁、 侵蝕されかねないことは歴史的な事実である。 はすべて離島の問題である。 島 、沖縄県尖閣諸島など、わが国の領域に関ところで、北海道北方四島と島根県竹島、 への住民定住と経済活動の維持による実効支配 確立できない 領 域 は、 国家による保全や治安の 諸 外 国 域に関する国 0) 諸 勢力によって 東京都 自 現在、 衛隊など国 際 沖 プレ が維持、 離島 ノ鳥 問 題

支配を担保する上で欠かせない大きな役割である。離島住民の自主的な治安維持への寄与は、国家領域の実効家機関のプレゼンスは十分であるとはいえない。自治体や

るが、 から揺るがす問題となりかねない 地所有化は、 側過疎地と異なり、 様の状況がみられることが明らかに 近年、 一部の離島においても国防施設 外国資本による水源林などの買収が問題化して 周辺海域も含めて、 離島の無人化、 国 [の安全保障体制を根 外国資本などによる土 なってきて の隣接地買収など同 W 本土

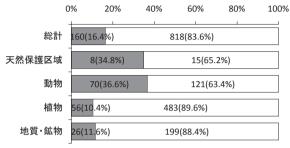
領域 設定、 むべ 法にも離 家の重要戦略の一環として位置づけねばならな まらず、 てこそである。 性のある施策展開のための国家予算化が必要となっている。 海域における各種経 おける漁港・ みつつあり、 が制定されるなど、海洋政策の側からの法制度の整備も進 海洋における国家主権 また、「海洋基本法」 き時期が到来している。 を堅持する上 出漁支援、 東アジア近隣諸 島 の果たす国家安全保障 今後は、 港湾整備、 離島 一で離島 離島漁業者による優先利用権の設定など 済活 0) 振 海洋保護区 や「低潮線保全・ 国 興 の確立も、 動の活性化策 無人島周辺海域 0 振興 は 0 戦略を想定 は 国 不可 内 の設定や、 離島 0) の 貢献の視点を盛 欠であ 地 0 確立 しつつ、 域 の実効支配があ への共同 拠点施設整備 振 興問 主要無人島に ŋ (J 題 漁業権 より実効 にとど 島 玉 ま り込 益や や国 法 0

2 「離島の自然・文化」の視点

るべきである。

多様 離島の地理的条件・自然条件を生かした振興施策を推進す 離 島振興に際しては、 な国家的役割を再評価し、 外海 内海を問わず、 海洋産業の振 (興をはじめ、 離島 0 持 ゔ

図4 島の国指定天然記念物の件数と全国比

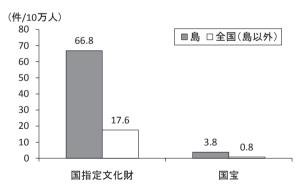


■島 □全国(島以外)

出典:(財)日本離島センター「日本の島々が果たす役割」

帯に至る幅広い気候区分も有している。 およそ四〇〇の有人離島で永く独特の文化を継承してきた。 もたらしているのは広大な海洋に点在する約七○○○ にわたって拡がる島と海からなる国であり、 島の存在であ わ が 玉 は、 ŋ 東西南北それぞれ三〇〇〇キロ それぞれが貴重な自然を育み、 それらの拡が 亜寒帯 X 1 そのうち 1 か ル

図5 島の国指定文化財・国宝指定件数 (10万人あたりの件数による全国との比較)



出典:(財)日本離島センター「日本の島々が果たす役割」

特集 離島振興法の改正延長に向けて

É.

b 以

0) ŋ

と文化は国家的 う国家目 様性」をもたらす源泉である。「多様性原則」 々の離島が保持してきた自然と文化は、この国 標 から ・国民的 みれば、 離島に継承されている多彩な自然 価値を明らかに有しており、 の進展と K その 多

保全や振興には国家も自ら関わっていくべきである。

流 組 経済化した価値を島内外で共有することも大切である。 創 盤となり、 資産を見直す過程そのものが自治の精神や愛郷心を育む基 自の資産」として再認識することが出発点である。それら 自らの島の自然資産と文化資産を、「都会などには つなげていく戦略も重要であり、 の環境や文化の価値(ストック)を、 み、 人口の増加やそれを契機とした多彩な人々の 出などをとおして経済価値 本土では見られない自然・文化資産の特色を堅持し、 逆にフローをストック化する仕掛けも必要であり、 新しい離島 新しい経済価値を見出すことも可能である。 張興の視点を確立するにあたっては、 (フロー) へと変えていく仕 親水性が損なわれた海岸 観光交流や新しい産業 来住 はない独 島 交

(3) 離島 の 產

線や藻場・干潟を復元するなど、

島ならでは

0 優れ

た環境

を取り戻すような大胆な施策も必要となってくる。

産業振興の比重を高めていくことが求められる。 ħ いからの が離島 振興は、 これまでの公共事業中心から、 第 次産

> で生活できる経済を実現しなければならない。そのために 業及び観光産業を基幹として、 まず本土地域と競える条件を整える必要がある。 それら産業に従事すること

は、 材を確保することが難しい。持続可能な産業振興のために は、 ため、起業や投資メリットがある税制優遇策の導入 題である航路運賃などの大幅な引き下げの実現である 基盤の整備は、いまや企業活動、企業誘致の必要条件であ 報基盤などの整備なくして成立せず、とくに高度情報通信 な資金調達手法の確立も検討すべき課題である 産 離島地域では、 また、本土地域と比べ産業振興上、 しかし、それ以上に重要なことは、 第一次産業に関心の高 業振興は、 道路、港湾、空港、船舶・航空などの交通、 若者の島外流出によって後継者となる人 い生産年齢人口を対象とした計 諸条件が不利である 各産業に共通する 多様 る 情

規販売ルート開発支援などが不可欠である。 画的なUJIターン施策 0)展開、 マーケティ ング支援

うな仕組みづくりを推進するなど、 当制度の導入、 などが求められる。 保全を図るとともに、違法操業防 周囲は一定距離へ まき網船などへの船舶監視システム(VMS) 漁業については、 漁業権を新規就業希望者にも解放できるよ の本土船 また、 持続可能な離島漁業のために、 離島自 の進入規制を行って水産 治体による独 止策の強化に向け 資源管理型漁業へ 設置 自 0 た大型 離 個 0) 転換 強 别 源 島 割 化

げるような体制づくりが重 である。 後継者が安心して引き

付加価値化・ 備事業の継続が不可欠である める仕組みづくりや、 農業につい 、ては、 ブランド 産 基盤 化 品 を 0 進 高

産業の

確立と雇

創 エ

出 囲

> 0) ギ

以上

0 ほ

か、

ネ

ル

る。

り組み、

受け入れ環

境

0)

主整備

や人材育成が課題となっ

待も大き

島

の 用 新

訚

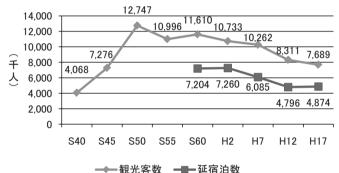
を

取

n 期

地管理システム 組みづくりや、 動性を高めていけるような仕 者を受け入れながら農地 耕作放棄地に対しては、 行政による土 の導入が望ま 移住 0 流

図6 離島の観光客と延宿泊者数



※観光客数は船舶・航空機の利用から集計(香川県与島を除く)

まし

い。そこで、

産学官

0)

連

ギーを推進していくことが 差発電などの再生資源

エ

ーネ

ル

境を利用した潮力発電

温

度

巻く海洋など、

豊かな自

1然環

出典:離鳥統計年報

物流すべてに関わり、 生活の安定や定住促進の命綱であ でない。 つか否かは、 しか 産業振興や消費生活など、 すべてこれにかか その 利用 料 ŋ, 金 0 離 っていると 高さは、 島 の 産業 あ Þ

市との

距離が近い内海離島に

お V て、

 σ

交

0 活 住

戻

活 相

0) 互.

中

生 0

成り立

流

元を念頭

に非日常性を提供するなど、

都市

住民

0

必須インフラ」として、

島 都市 島と都

0) 自 住 民の生 市と

然と文化

ても過

言

取 価

流

魅力を高めることが重要であ 観光ニーズに対応して、

. 島

0)

たとえば、

本土側沿岸都

として期待される観光業につ

次産業に加え、

新たな柱

いては、とりわけ本土から

n

る

値

!を組み込んでいく観光振興などが考えられ、これらの

するなど、 携による実験プラントを導入 フライン」の視点 島を活用していく必要があ 実験の場として積極的 離島航路 離島における基礎的ライ 新エネル ・航空路 ギ ば、 1 離 13 開 離 発

離島振興法の改正延長に向けて

ゆる面 で離島住 民の生活に影響をおよぼして N

善事業」 が改善されたが、 地域活力基盤 0) 創設などにより、 創造交付 まだ課題が残されてい 金 や 従 来よりも離 地域公共交通確保維持改 る 島 航 路 0) 補 莇

0

鉄道などの公共交通機 いられ続けている。 離島住民は、 利便性はもちろん距離あたり運賃 航 路 (関に比べて著しく高い 以は、 離島にとって本土につながる 運 賃負 0 比較で、 (担を強

する赤字補填に加えて、 料金水準にすべきであり、 などの思い切った政策導入が必要な時期にきてい 航路利用者に対し直接補助を そのためには、 航路事業者に対 る 行う

5

航路

運賃などは本土の各種公共交通機

関なみの

運賃

土なみに軽減することが

水めら

れて

W

道路と同等の機能を果たし、

ほかに代替手段のないことか

離 沢ではない今日 特例の拡充などが図られているが、航空機による移動 運賃値上げ、 不可欠だが、 おもに外海離島においては、とくに冬季の航空路 減便・ 多くの離島 離島航空路整備法 路 線 休止 の航空路線では、 並が相次 13 でい (仮称)」を制定し る。 経営の逼迫から 補 助 は必 P が贅 税制 葽 て、

環境の 民 や産業育成にも必要かつ重要な機能であるにもかかわらず、 【間事業者 島住民の足として ンド整備 不備 離島においては、 が及 は採算 ば 人んでい 産業振興上 性が の航空 ない 確 保 地 高 蕗 一の大きな課題である できな の整備を 域も残され 度情報通 W を進 ح 0 信基盤は、 める必 ってい 理 亩 る で、 要が 情 ブ 企 業誘致 ぁ 口 報 る。 1 通 信 K

との格差が生じている

者の きない離島は ゆえの負担 0 をはじめとする特定 本土や本島への救急搬送体制やシステムが不備な離島 所在する離島に 矢 確保が 本土通院に際しての交通費・ 療 につい が大きく、 恒常的に て、 島外の医療機関に通院する患者 医師 お 困難となってい いても、 の 必要な医療サー が常駐する離島は少なく、 診 療科の医師の 医師 滞在費 看護師などの る。 ビスを島内で供 確保がままなら とり へなど、 ゎ 離島 け 0) 負担 医 産 医 なるが 婦 療 療 を本 が多 従 機 科 ず 関

受けるためには本土まで行かなくてはならない 0 て、 福 同じ介護保険料を支出しながら、 小規模な離島では事業者の参入も少なく、 祉については、 全国一 律の介護保険制 本土の住民と比 度 0 サー ケー もとに ス ビスを が あ 多

余計な負担が発生している。

校卒業者は本土への進学を余儀なくされ、 かる保護者負 育機関が少ないことがあ :の専門教員 教育につい て、 が 担は大きい。 配置され 離 島 0 な げられる。 人 また、 W П 場合もあり、 減 少 高校が 0 要因 ほとんどの あって 0) 通学、 教育環境 0 い離島 Ŕ 寄宿 は 特 0 高 等教 中 本 定 学 教 か

わらず、 員 への高 島 は 齢 化など地域 人口 地 域 減 姷 少と高 で 0) 内 防 での 齢 災 体制 化 が 共助体制 進み、 13 頼らざるを得 消 に支障 防 団員の定 が 生じ 7 員 割 11 b る

団

か

亚战 22 年度 離し 前 改 補 助 の 宇 体 壮 辺

長2 平成	,22 年度 離島航	路無助の実施状況		
都道県名	補助金額 単位:百万円	補助金対象航路数 ()は補助対象航路数		
北海道	97	1 (1)		
青森県	57	1 (1)		
宮城県	175	3(3)		
山形県	130	1(1)		
東京都	343	5(4)		
新潟県	84	1(1)		
石川県	43	1(1)		
三重県	35	2(2)		
兵庫県	71	1(1)		
岡山県	28	2(2)		
広島県	163	7(7)		
山口県	449	14(11)		
香川県	150	7(7)		
徳島県	23	2(2)		
愛媛県	264	11 (11)		
高知県	48	2(2)		
福岡県	308	6(4)		
佐賀県	84	3(3)		
長崎県	549	23 (20)		
大分県	64	4(4)		
宮崎県	30	1(1)		
鹿児島県	1, 151	6(6)		
沖縄県	297	14(14)		

必要がある。

の

興事業として行うなどの対応を検討 整備に不可欠な事業については、 越える場合も)での、離島のライフライン

離島振

する

出典:国土交通省海事局内航課資料

できないこともあり、 のライフライン確保は、

対岸本土

(県境を

島内のみで完結

みなどの検討が求められる。また、

離島

イフラインを、

玉

が整備、

運営する仕

組

また、 港湾や空港整備の際には、 災害に脆弱である。 全島あげての緊急島外避難を想定し整備を行うことが 災害時に容易に通信が途絶するなど、 離島 装備の面

や市

重要である。 は、被災時に孤立しやすいため、 被災時の応援・救援の迅速な投 でも

は、

病院や福祉施設、

学校や情報基盤施設などの基礎的ラ

部離島となった離島の振興を担保するためには、

たと

離島のライフライン整備に向けて、

国が国家的な見地

政

有人離島であることを維持しようとする離島につい

7 か

> 方への権限委譲が本格化し、 る「一部離島」 る最 点 **(5)** 前 「離島を取り巻く地方自治環境」 大の状況変化は、 回 法改正時からの離島市 の増加である。 平成の大合併 町 村に関

ょ

島に特別の施策を行うことについては本土側地域や他 する恐れがある。 事情などが反映されることとなり、 対する関与がより間接的になり、 **| 島振興における国の責任ある関与を維持すべきである。** 儒要との ·町村の裁量に委ねられることになれば、 バランスから限界があると指摘しており、 現に一部離島を有する市長や町長が 離島地域 離島の衰退が更に 0 自治体 振興が都 国の離島に 玉 [から ぉ なお 財 0 加 道 凍 政

離島振興法の改正延長に向けて

を設けるといったことが考えられる。 指定地域にのみ使途が限定された「離島一括交付金 (仮称)」えば公共事業補助金の一括交付金化についても、離島振興

大も必要である。 また、一部離島では、全域離島であったころに比べ、行 また、一部離島で活動するNPOなどの活躍も目覚ましく、 がきめ細かく行き届かなくなった離島も出てきているが、 などが受け皿として、実施主体となるような仕組みの導 体などが受け皿として、実施主体となるような仕組みの導 体などが受け皿として、実施主体となるような仕組みの導 は、単島で活動するNPOなどの活躍も目覚ましく、 が、行

ずと限界がある。 きめ細かい算定の復活、 治体と比較し余計な行政コストが発生し、 がゆえに、また離島が担っている役割や機能から、本土自 密漁防止などにかかる海 う移送費、 島自治体では、 島市町村〇・二五、 本土の類似団体と比較し一般的に弱い状況にある る補助率の嵩上げなどにより適切に措置される必要がある。 V る。 そもそも離島では、住民の所得は本土と比べ相対的に低 また優良な企業も少ないため、 その 廃棄物の島外処理の際の搬出費などの海上物 ため、 海岸線への漂流漂着ゴミの処理、 財政力強化の取り組みや行財政改革には自 全国市町村平均〇・五五、 一方で、 地方交付税 玉 域の管理・ 庫 公共事業の原材料や資機 補助事業 の財源保障機 離島市町村の財政力は 監視など、 (一括交付金) におけ 平成一九年度)。 能 財政を圧迫して また密入国 の復活と堅持、 離島である 流 材 に伴 0) 域 F 搬 離

その対策も求められる。また、過疎債、辺地債ともに利用できない離島もあるため

られる必要がある。 えに、本土で認定された特区の要件を満たすことができな 特性を生かすべくなされた構造改革特別 する適地といえる。にもかかわらず、 新たな制度を社会実験的に導入し、その効果を把握 い事例も発生しており、 請が却下されている事例も少なくない。 他方、 離島 は環 海 性 隔絶性 離島の事情に応じた緩和措置 狭小性という特性 離島市町村が自らの また、 区域の の提案も、 その特性 ゆえに 測定 が 申

新しい離島振興法に盛り込むべき事項これからの離島振興と

①離島の果たすべき役割への期待 (1)これからの離島振興に求められるも

今日、離島が安全保障に果たす役割は極めて重要となっ

ており、 ている。 ある離島すべてに共通した重要な役割である わが国 わ が 領海や排他的経済水域など海域 国では は、 離 島 島と海 近隣諸 0 海岸線は領海や排他的 国との の連続からなる 境はすべて海 の確 海洋島 経済水域 洋によ 保は 嶼 の基線 骨格国 0 玉 7 画 であ ざれ

ることから、

離島

の振興には

国境域

管理という観

的な住民定住が極めて重要かつ合理的な方策である。 おり、その役割を十全に発揮するためには、 場の提供など、さまざまな国家的・国民的役割を果たして 確保や環境保全、 必要である。 のではない。 離島はひとり離島 離島はその存する位置や条件に応じて、 自然・文化の多様性維持、 のみのために存在している 交流や癒 離島への安定 領域 じの

に関する活動の拠点や施設を整備するなど、 なる権利権原を設定し、必要に応じて海域の保全及び利用 洋保護区、 周辺海域で経済活動を行うための燃料費支援の実施 に重要な位置にあるものについては、これを保全した上で、 また、住民定住の困難な無人島であっても、 漁場開発、 漁業権の設定など実効支配の根拠と 経済的 海域の確保 な利活 や、

②離島住民、 自治体の主体性ある離島振興

用を継続することが求められている。

割を期待したい。 離島自治体の思い ることが極めて重要である。従って、国には、 離島の住民と自治体が、 が結実するよう、最大限の支援を行う役 主体的に自らの島の振興に関 離島 住民、 わ

国から離島都道県へと移り、 必要である。 玉 一の責務においてなすべき離島振興政策を実施することが それとともに、 前回の法改正で、 離島 の国益への寄与の観点から、 さらに地域主権の流れから、 離島振興計画の策定主体が 玉 は、

> は、 発性を重視するためになされたことだと理解したい 味するものではなく、離島住民、 離島振興計画の策定義務が外されようとしているが、 離島振興における国の責務、 離島自治体の主 国家の役割の軽量化を意 これ

業の主体となるような仕組みの導入も重要である。 政や町政に反映させる仕組み、 いて、離島地域の振興に関する離島地域側住民の意見を市 また、平成の大合併で大幅に増えた一部離島自治体に 離島地域住民が離島振 お

れる。 増加した一部離島自治体において極めて重要性の高 の財源となる「離島一括交付金(仮称)」を創設するととも 島振興対策実施地域のみに使途を限定した、 きるよう、国庫補助率の一層の嵩上げを行うことが求めら 方財政措置を拡充するとともに、必要な公共事業を実施で 付税のきめ細かい算定の復活や算定基礎の見直しなどの ではの余計にかかる行政コストに対応できるよう、 加えて、脆弱な離島自治体の財政を補うため、離島 従前どおり国土交通省離島振興課へ 補助金の一括交付金化に際しては、とりわけ大幅に の一括計上を堅持 離島地域 地方交 なら 地

もなう地方税の減収分は地方交付税による補填を行うこと ための各種税制の優遇措置を導入するとともに、それにと 離島であることを要件としソフト事業にも充当可能な 進

することなども必要である

内部資本が脆弱な離島において、

民間資金の導入促

るための資金調達方策の確立も重要である。地方債を創設、拡充することなど、離島振興事業を推進

す

③交通と産業の基礎条件の改善

7 キャップ地 \$ る農林漁業も低迷し、 1 報交流の拠点でもあった。 の要衝として人流 振るわず、 ワークの結節点としての位置づけを失い、 陸上交通より海上交通が卓越していた時代、 一域と比べても少子高齢化と過疎化 とりわけ高度経済成長期以降 物 新たな柱として期待され 流 の最先端に位置 その後、 離島は徐 Į は他の 文化伝 々に交通ネッ がより進行し 基幹産業であ 離島 た観 ハンディ 光産業 は交通 播 や情

移住 は離島で最低限食べていくための産業振興策が従来にも増 推進するために、 して不可欠である 離島の地 0 促 進 域コミュニティを活性化させ、 (混んじゅう 化 産業後継者の確保に加え、 も重要な施策となっており、 住 地域間交流や 民定住を維 それに 持

備 化 n 産業基盤 離 戦後、 を誘導し支援するソフト施策の大胆な拡充が必要である。 がなされ からは、 配島は、 今日まで数十 生活基盤施 必要な基盤 総じて情報の受発信力が弱く、 てきた社会基 施設 车 設 盤を活 一間にわ の整備に重点が置かれてきた。 の整備を進めつつ、 たる離 崩 した経済 島 振 市 活 顚 動 場への参入機 0) などの これまで整 基本施策は、 活性 ح

ティングなどを学ぶ場の提供も必要である。う人材の育成に加え、市場参入の機会や技術習得、マーケ継者や新規就労者の育成、新規起業や新商品開発などを担会も乏しい状況下にある。そのため、産業の振興には、後

加えて、

離島の農林漁業、

観光業などの産業振興

介をは

流 阻 ŋ 象条件に大きく左右され、 め 航路と航空路に依存せざるを得ない。 とっての積年の課題である。 るのは、 宝する主因となっている。 住民生活のありとあらゆる分野に影響をお 離島における住民生活の安定性や産業経 物流すべてが、 対本土交通の高コスト構造であり、 本土側 頻度や就航時間による制約 の交通機関と比べ この交通条件の 離島と本土、 その運航も気象 離島同 これ 改善は 著 済 よぼ 0 競 が離 士 争 割 力 もあ 0) 島に 7 高 海 な 人

④定住環境の整備

の定住を進めるため

の最大の課題である

が本 島内 され には、 国益 充実も求められ 土に先駆けて進 ていることが基本である。 の維持・ 良 0) 離島で安全・安心・ 医 が離島に定住し、 療 環 境の整 確保に合理 る 行し 備は本土以上 7 的 経済的生活を維持できることが 安定して生活できる環境が整備 N である。 る状況からは 離島ではその隔 に重 住民定住を進 一要であ 高齢 Ś 絶性ゆえに 心める 高 祉 齢 化

高速・大容量の情報通信は、離島における医療や教育環境 高度情報通信基盤もあらためて強調しておきたい。低廉・ 学は家族ぐるみで島を離れる契機の一つとなっている。 ず、保護者の経済的負担も大きい。そのため、子どもの進 要である。多くの離島では義務教育機関までしか設置され ていないため、子どもたちは一五の春に島を離れざるを得 また、 さらに、ますます重要となる定住環境条件の一つとして、 離島に育つ子どもたちへの良質な教育の提供も重

求められ、 本土と比較して割高なガソリンなど石油製品価格の低減も 入を積極的に進める必要がある。 また、住民生活の高コスト構造の是正、 揮発油税の免除など、 税制面での優遇措置の導 産業振興には、

はや必須の条件となってい

企業誘致などの産業振興、

防災、

移住の促進などにも、

情報産業の起業や

0

利点となり得る。

などの質的向上に寄与するのみならず、

策の実現 ⑤規制緩和や社会実験の場としての多様性ある離島振興方

治 めの思い切った制度改革と発想の転換が求められている。 用意するのみならず、 地域である。 体側の自由な発想や創意工夫による振興策を実施するた もとより離島は、 その多種多様性ゆえに、 自立心に富む人々の住まう個性豊かな 特区計画の積極的な認定など離島自 国が振興メニュ ーを

となる。

仮に、

産業の創出など、 自然エネルギーの開発促進と商業化、 備や経済活動などが積極的に図られるようにすべきである。 に緩和するなど、各々の実態に即した施策の実施、 約がある離島において、 応するには、人口や面積 離島の特性である隔絶性・環海性・狭小性は、たとえば 各離島の特性に基づいた振興計画や個別要望に柔軟に対 新たな仕組みを社会実験的に導入する際 全国一 周辺自治体との連携などの 律の各種基準や規制をさら 海洋を舞台とした新 施設整 面 で制

⑥交流、「来住」の積極的な推進

あり、 住政策とあいまって離島の地域社会にも活力を与えること な地域間交流を推進し、離島に多くの国民が訪れることが 離島住民のみならず国民全体で享受するためには、 た自然や文化は、本土側地域ではすでに失われたも 必要である。 ることから、 世界のグローバル化が進む今日、 離島と他地域との交流の重要性はますます高まっている。 かつ魅力的な癒し空間ともなっている。 また、これによって「来住」も促進され、 国のアイデンティティの保持にとって重要で 離島が維持継承してき その価 積 のもあ 極的 値を

が推進されれば、離島にとって災害時の避難先の確保にも

離島と他地域との間で地域ぐるみの日常的な交流

としての役割を離島が担うことにもつながる つながるとともに、 本土が被災した際の避難先や防災基地

$\widehat{2}$ 新しい離島振興法の考え方

①国による離島振興継続の必要性

年前よりはるかに高まっている。 家存続の基盤確立に離島が果たすべき役割への期待は 代にあって、 とりわけ海洋を舞台としたナショナリズムが台頭する時 国土や海域、 資源エネルギー の確保など、 玉

たが、 振興法を延長し、離島住民と離島自治体の主体性のもと、国 事業の実施により、 の責務による離島地域の振興を継続することが必要である。 国家の安全保障やアイデンティティ保持などの、 って重要な役割を果たすことが早晩困難になる恐れもある。 そのため、離島の今日的な役割の重要性にかんがみ、離島 離島地域では、これまでの離島振興法に基づく各種 |療や福祉、教育など定住環境整備の改善も図られてき 人口は減少を続け、 社会資本は従前に比較して格段に充実 高齢化率も本土を大幅に上回り、 国家にと 振興

②法改正にあたっての基本的スタンス

期待したい。 るため、 離島振 単 | 興法の延長に際しては、 ・純延長ではなく、 また、 離島の果たす重要な国家的 抜本改正法となることを強く 各種 0 重 要課 題 国民的貢 に対応す

> 法の場合には適用期間は少なくとも現行法と同様 献 とすべきであ の観点から本法は恒久法であることが望まし 41 が、 〇年 時限 間

的・国民的役割を担っている。 め るようにすることが重要である 方で行い、かつそれぞれの特性に応じた振興策を展開 対象となる離島の指定に際しても、 全と管理が重要となっている一 ることはできず、 国家安全保障面において、 それぞれの立地特性などの諸条件に応じ、 無人島も含め外縁部に位置する離島 もはや離島 方、 したがって、 これまでと同 離島 ば、 の存在抜きに考え 離島振 内 多様な国 .海離島 .様 興法 の考え 0 家 保

との積極的な交流の推進が不可欠である。 らの維持・継承のための手段の確保、 持する上で一層、 化の多様性維持とその継 価値を気軽に体感するうえで必須である。 また、グローバル化が進む今日、 重要であるばかりか、 承は、 国家アイデンティティを保 人材の育成 都市住民が離れ したがってそれ 他 島の 地

離

島が有する自

文

交通条件の抜本改善、 実効性のある法律とすべきである。 達など、真に必要な措置を講ずることができるよう、 めに、国や地方自治体、 ・推進し、 そこで改正離島振興法では、 今後ますます重要となるその役割を果たすた 産 業 その他 0 振 が興、 |の離島振興事業実施主体が 離島における住 各 種 規制 緩 和や資 民定住

おわりに

となる。 の考え方を政府、国会に対してしっかり要望していくこと 現行離島振興法は、 以上の趣旨を踏まえ、今後は全国離島振興協議会として 海洋資源の利用、 わが国の領域や排他的経済水域の保 自然環境の保全など、 離島の重要な

役割が明記された画期的な法律であったが、この一〇年間

続けているという気概のもと、法の改正延長に取り組んで いかねばならない。 のではなく、多様かつ重要な国家的・国民的貢献を果たし 正が必要となっている。離島は離島だけのために存在する の大きな社会経済の状況変化を受けて、次期は抜本的な改

離島の現状を憂い、真摯にご議論いただいた委員各位に対 心よりの感謝を申し上げる。

最後に、離島振興法改正検討会議、同分科会において、